

## 平成22年度府民公募型安心・安全整備事業について

平成22年11月9日

## 1 分類の追加

審査基準「速効性 (7) 早期対応の必要性」が認められるもので、対応の緊急性に応じ、次の3段階に分類

- ①対応しなければ事故・災害に繋がる恐れの高い箇所（緊急性大）
- ・道路で 事故発生危険性が高い箇所（例、事故歴あり、ヒヤリ・ハット箇所等）
  - 歩行者の安全に係る箇所（例、歩道段差箇所等）
  - ・河川で 災害発生危険性が高い箇所（例、近傍に人家等ある洗掘箇所等）
  - 利用者の安全に係る箇所（例、増水時避難階段等）
- など
- ②安全・安心に直接関わる箇所（緊急性中）
- ・道路で直ちに事故発生危険性は少ないが、なるべく早期に対応すべき箇所（例、直ちには剥離等の恐れ小さい舗装の補修等）
  - ・河川で放置すれば水害の恐れがあり、なるべく早期に対応すべき箇所（例、直ちには溢水の原因となる恐れ小さい浚渫等）
- など
- ③その他（緊急性小）

## 2 分類毎の対応

- ①に該当 採択（実施決定）
- ②に該当 採択（実施決定・予算状況により実施）
- ③に該当 採択（実施決定・後年度実施）

&lt; 現行（3分類） &gt;

○採択（実施決定）

○採択（他事業実施）

○不採択

&lt; 今後（5分類） &gt;

①採択（実施決定）

②採択（実施決定・予算状況により実施）

③採択（実施決定・後年度実施）

○採択（他事業実施）

○不採択

## 3 技術審査一覧の変更

- (1) 上記の分類に従って「技術審査結果」欄を記入
- (2) 新たに審査番号を設定し、下記の分類に並べ替え

担当室	提案概要	担当室	提案概要
①道路計画室	①舗装の補修など	②河川砂防室	①河川関係：護岸の補修
	②歩道の整備・道路の拡幅		②河川関係：浚渫など
	③側溝の整備など		③砂防・急傾斜関係：法枠の修繕など
	④ガードレールの補修など		④他事業で実施
	⑤その他		⑤実施しない
	⑥他事業で実施		
	⑦実施しない		
③管理室	①道路管理関係：ガードレールの修繕など		
	②港湾関係：護岸の補修など		
	③他事業で実施		
	④実施しない		